

経過等

○国の動向

■第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会（R7.1.21）

- ・令和8年度臨時定員としての地域枠設置方針に関する配分方法について、医師多数県の臨時定員地域枠は、原則として令和7年度臨時定員から令和6年度臨時定員に0.2を乗じた数を減算とする旨了承
⇒ 大阪府の場合：12人→9人（▲3人：令和7年度定員12人－令和6年度定員15人×0.2）

■厚生労働省・文部科学省事務連絡（R7.2.14）

- ・第9回検討会で示した令和8年度の医学部臨時定員の配分方針に沿って配分を行う。
- ・特定の地域等での勤務を要件とした地域枠が必要と考える場合であっても、臨時定員としてではなく、まずは、恒久定員内地域枠に移行して設置することについて大学と調整の上、検討を行うこと。

○府の対応

- 大阪府医療対策協議会長名で、国に対し、医学部臨時定員地域枠における配分方針に関する要望書提出（3月）＜参考資料1-1 参照＞
- 地域枠設置4大学へ意向調査を実施（～5月）＜参考資料1-2 参照＞
- 国からの令和8年度臨時定員地域枠の設置希望数調査 ⇒ 大学からの意向をもとに希望数（12名）を国に回答

○厚生労働省から事務連絡（臨時定員申請可能数及び各大学の定員数に関する照会）（R7.6.24）

令和8年度 臨時定員地域枠：9名まで

今後のスケジュール

7月上旬：医療対策協議会（書面開催を予定）で定員調整の考え方について検討のうえ、減員調整対象大学と調整（～7月下旬 国回答期限〈国調整済〉）

（参考）臨時定員地域枠の対応方針（令和6年度第5回医療対策協議会（R7.3.17開催）にて了承）

国が削減方針を変更せず、令和8年度の臨時定員地域枠を減員する必要がある場合、
大学への調査結果や令和7年度入学定員調整の考え方を基本として検討を進める（検討内容については今後協議予定）

【令和7年度入学定員調整の考え方】

- 地域枠学生の確保・養成に関する実績及び地域医療への貢献状況を踏まえ地域枠設置大学と調整を進める
- 各大学の減員数については、臨時定員数の減少による影響を踏まえ、前年度比▲1までとする。